

平成29年2月28日(火)
国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所

記者発表資料

担い手の確保・育成貢献工事表彰制度の創設について ～建設業の担い手の確保・育成を目指す取組～

相武国道事務所は、建設業の担い手の確保・育成に関する取組をより一層推進することを目的とした、表彰制度を創設しました。

この制度は、当事務所管内の工事において、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組が優れた工事を表彰するものであり、平成28年度に完成する工事より適用して参ります。

なお、受賞者は、当事務所が総合評価落札方式にて発注する工事において、技術力評価が優位になります。

この取組は、平成28年9月に関東地方整備局が公表した「“地域インフラ”サポートプラン関東2016」で示した取組1-③「災害対応、担い手の確保・育成貢献工事表彰制度」に対応したものです。

**【“地域インフラ”サポートプラン関東2016】については、
以下のホームページをご覧ください**

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ
立川市政記者クラブ、八王子記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ、相模原記者クラブ

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 電話042-643-2001(代表)
副 所 長 石浜 康賢 (いしはま やすまさ)
工物品質管理官 高浦 敏功 (たかうら としゆき)

相武国道事務所 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度について

1. 目的

相武国道事務所管内の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを評価するとともに、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を選定し、これを表彰することにより、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組をより一層推進することを目的とした制度です。

2. 選定方法

表彰の対象となる建設業担い手の確保・育成貢献工事の選定は、表彰対象年度に完成し、施工が優秀であって建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事の中から、相武国道事務所建設業担い手の確保・育成貢献工事選定委員会において審査を行い、選定するものとします。

3. 選定方針

- 1) 当該工事の成績が優秀なもの、又はその功績が顕著なもの。
- 2) 当該工事において、受注者から担い手の確保及び育成に関する取組として実施報告のあった取組が総合的に優れたもの。

(取組例)

- ・建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
- ・建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
- ・建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
- ・若手・女性技術者の確保・育成のための取組

4. その他

建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰の受賞者は、相武国道事務所が総合評価落札方式にて発注する工事において、技術力評価が優位になります。